

甲府市農業委員会 10月定例総会議事録

1. 日 時 令和6年10月30日（水） 午後2時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	8 番 越石 和昭	9 番 亀井 智
10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実	16 番 菊島 建		

4. 欠席委員（2名）

7 番 小松 芳彦、12 番 西名 武洋

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	山本 伸二
農地係 係 長	長澤 和利
係 長	中村 勝
主 任	内藤 ひとみ
振興係 係 長	窪田 光洋

6. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	令和6年11月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第5号	令和6年11月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告案件

報告第1号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）

- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 農地法第5条第1項の規定による届出について（許可不要）
報告第6号 耕作土搬入届出について
報告第7号 返納届について

午後2時00分 開会

○事務局（長澤係長）

本日の総会は、委員定数19名中17名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

それでは、只今から、甲府市農業委員会10月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めてまいります。

最初に、10月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により今回は「13番の渡邊 元二委員」と「14番の野澤 洋子委員」のお2人をお願いいたします。

なお、今月の案件について、先ほど事務局と打ち合わせしたところ、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは「議案第1号」農地法第3条による許可申請について審議いたします。
事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

農地係の中村です。よろしくお願いいたします。

農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま、権利移動を行うものであります。今月は、3件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条 NO. 1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は、〇〇の〇〇にあたります。これまで、〇〇と〇〇をしており、今回、申請地を〇〇から〇〇により、取得するものであります。

申請地では、これまでと同じく、〇〇を行っていく予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条 NO. 2をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇〇となっております。

譲受け人は、〇〇の〇〇にあたります。申請地はこれまで、〇〇が〇〇しております。今回、申請地を〇〇から〇〇により、取得し、営農したいとのことであります。

〇〇は農業経験が〇年程あり、〇〇と〇〇を所有しております。

申請地では、〇〇と〇〇を栽培したいとのことであります。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの3条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請地の〇面、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受け人は、〇〇の〇〇おり、譲渡し人が、農地の〇〇を考えていたことから、申請地を取得し、営農したいとのことであります。

譲受け人は、現在、〇〇の〇〇として、〇〇で、農地銀行を利用して農地を借りて、〇〇と〇〇を栽培しております。この申請地では、〇〇を栽培したいとのことであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成がありましたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。今月は1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は4ページの4条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請人は、〇〇の〇〇で〇〇を〇〇しておりますが、〇〇ことや、〇〇の〇〇が増えたことから、〇〇が〇〇となったため、自己所有している農地を、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇の〇〇にする予定であり、〇〇は碎石で仕上げ雨水は浸透処理とする計画であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第2号 農地法第4条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

こちらも全員の賛成がありましたので、議案第2号については決定し、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月は、所有権移転が5件ございます。

議案書3ページの1番、地図は、5ページの5条NO.1、NO.2をご覧ください。地図は向かって左側の5条、〇〇が本案件であります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇や〇〇している〇〇であります。申請地は、〇〇おり、〇〇ため、申請地を取得し、〇〇の〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇する予定です。なお、雨水及び汚水処理につきましては、先に〇〇で整備した〇側の道路の、雨水は側溝へ、汚水は公共下水道管に接続します。

続きまして、議案書2番、地図は、今見ていただいております、向かって右側の5条、〇〇が本案件であります。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりで、譲渡し人は先ほどの1番の方と同じであります。転用目的は、〇〇でございます。申請地の区分は先ほどと同じく、第〇種農地でございます。

譲受け人は、〇〇しておりますが、〇〇の〇〇に〇〇おり、また、〇〇も〇〇の近隣に住んでおりますが、それぞれ〇〇が〇〇いることから、申請地を取得し、〇〇する、〇〇にしたいとのことであります。転用後は、〇〇にする予定であり、〇〇は碎石で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書3番と議案書4ページの4番ですが、譲渡し人、譲受け人が同じで、申請地も隣接なので、少し見づらくて申し訳ありませんが、一緒に説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

地図は、6ページの5条NO. 3、NO. 4をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、3番が〇〇、4番が〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、現在、〇〇おりますが、〇〇に伴い、〇〇となったため、〇〇取得し、〇〇したいとのことであります。それと、〇側の申請地は、〇〇で〇〇される、〇〇など、〇〇の〇〇、〇〇に転用したいとのことであります。〇〇は碎石で仕上げ、雨水は浸透処理とする計画であります。

続きまして、議案書5番、地図は、7ページの5条NO. 5をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は、第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇を〇〇している〇〇であります。申請地は、〇〇おり、〇〇ため、申請地を取得し、〇〇に転用したいとのことであります。転用後は、〇〇する予定であります。なお、雨水及び汚水処理につきましては、〇側の〇〇にある既存の水路及び、公共下水道管に接続します。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第３号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第３号 農地法第５条による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。

賛成多数でありますので、議案第３号については、決定いたします。

なお、議案第３号のうち、１０００㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、１０００㎡未満ですので許可書の交付をして参ります。

続きまして、報告事項、「報告第１号」から「報告第７号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書５ページは、先月の総会案件のうち、農地法第５条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。２件ございました。

議案書６ページから１４ページまでは、９月９日から１０月８日までに受理しました、相続等の３条の届出や、市街化区域における農地法４条及び５条の届出、また耕作土搬入届や、返納届を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。「報告第１号」から「報告第７号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第４号「令和６年１１月告示分 農用地利用集積計画について」、議案

第5号「令和6年度11月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について」、及び議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

振興係の窪田です。

それでは議案書16ページ、議案第4号の説明をします。

旧農業経営基盤強化促進法を利用する案件は、所有権移転2件、新規設定6件、再設定37件、計45件の申し出がありました。

農地中間管理事業を利用する案件は、新規設定1件の申し出がありました。

議案書15ページの表は、所有権移転です。〇〇・〇〇地区からの申し出がありまして、合計面積は〇〇㎡になります。

議案書17ページの表は、新規設定です。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出がありまして、合計面積は〇〇㎡になります。

中段の表、令和6年度の目標面積118,600㎡に対し、設定面積は95,635㎡、達成率は81%になります。

続いて18ページの表は、再設定となります。〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡になります。

中段の表、令和6年度の目標面積389,400㎡に対し、設定面積は142,454㎡、達成率は37%です。19ページ1番から22ページ6番は新規設定となります。22ページ7番は再設定になります。23ページ8番から41ページ43番までは、再設定の更新となります。42ページ1番は農地中間管理事業による貸し手から農地中間管理機構への新規設定になります。43ページ1番は、農地中間管理機構から耕作者への農用地の転貸になります。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の新規参入の案件を読み上げさせていただきます。

まず所有権移転の案件を説明します。16ページ1番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、甲府市内で〇〇㎡を耕作しています。〇〇農地を耕作しており、〇〇のため〇〇をすることになりました。現在は、〇〇ですが、将来的に〇〇予定です。利用目的は、〇〇栽培です。

譲受人は、〇〇で認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

続いて、16ページ2番をご覧ください。譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に〇〇日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇㎡を耕作しています。〇〇のため、〇〇をすることになりました。利用目的は、〇〇の栽培です。

譲受人は、認定新規就農者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを

効率的に利用しております。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて新規就農者の案件を説明します。19 ページの 2 番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。〇〇が〇〇の農家で、一部の農作業を手伝っており、〇年ほど前から〇〇で〇〇を育てているとのこと。当該農地では〇〇を栽培する予定です。〇〇については〇〇から、〇〇については地元の農地利用最適化推進委員の指導を受けながら栽培していくとのこと。就農後は半農半 X（兼業）で年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、42 ページの 1 番と 43 ページの 1 番をご覧ください。42 ページ 1 番は農地中間管理事業による貸し手から農地中間管理機構への貸付で、43 ページ 1 番は、農地中間管理機構から耕作者への農用地の転貸です。この案件は、山梨県の補助事業「機構借受農地整備事業」を活用する予定となっております。今回の総会で農用地利用集積計画が決定され、農地中間管理機構が借り受けた後、「機構借受農地整備事業」により除草や雑木の抜根を行い、営農できる環境を整えます。事業完了後、議案書 43 ページ 1 番の「農用地利用集積等促進計画」のとおり、農地中間管理機構から耕作者へ転貸されます。

所有者から農地中間管理機構への貸付開始日は令和〇年〇月〇日で、農地中間管理機構から耕作者への転貸開始日は令和〇年〇月〇日になります。そのため、耕作者が借り受けるまでの〇ヶ月分の〇〇は〇〇としております。

耕作者は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、新規就農者です。〇年ほど前から知人の畑で〇〇の栽培を手伝いながら、栽培知識と技術を習得しました。当該農地は〇〇しておりますが、機構借受農地整備事業を活用して〇〇を行い整備し、〇〇を栽培する予定です。就農後は半農半 X（兼業）で年間〇〇日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりになります。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりとなります。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。説明は以上になります。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

それでは、ここで、地元委員より補足説明を求めます。まず、議案書 16 ページ、1 番の「所有権移転」の案件について、玉諸地区 落合委員より補足説明をお願いします。

○（落合委員）

落合です。よろしくお願いします。

〇〇と一緒に農業をされており、〇〇をされています。〇〇歳で将来有望であると思います。そして土地の位置的にも〇〇でお互いの意見が一致したということでございます。以上です。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

引き続き、16ページ、2番、所有権移転の案件について、下向山地区 長田委員より補足説明をお願いします。

○（長田委員）

長田です。よろしくお願いします。

この案件につきまして、〇〇は〇〇により土地を取得したところですが、ほとんど事務局の説明のとおりであります。〇〇というのは〇〇の〇〇にしたという事があります。本人は今後、農業をする予定はなく、出来ればここで売ってしまいたいという気持ちが強く、さらにこの場所は〇〇で〇〇が〇〇するところで、〇〇が植えてあるようですが、処分もあることから〇〇にしたということでもあります。以上です。よろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

引き続き、議案書19ページ、2番、新規就農者「利用権貸借」の案件について、山城地区 米山職務代理より補足説明をお願いします。

○（米山職務代理）

山城地区の米山です。よろしくお願いいたします。

この方は、〇〇です。こちらは半農半Xにより農業をしていきたいとのことです。土地は持っていませんが、〇〇が誰かに耕作して欲しいとのことで、ここは〇〇ですが、本人は〇〇したいとのことで、〇〇から出た〇〇をその〇〇に入れて、〇〇を作りたいということで、〇を搬入する業者とも話がついているとのことでした。将来、退職してからは〇〇をやっていきたいとのことで、とても熱心な方でした。また、〇〇でも〇〇の〇〇の手伝いをしているとのことで、全くの新規就農ではないので、安心して申請しました。以上です。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

引き続き、議案第5号、議案書42ページの1番「利用権貸借」及び議案第6号、議案書43ページ、1番、新規就農者「賃借権設定」の案件について、相川地区山村職務代理より補足説明をお願いします。

○（山村職務代理）

よろしくお願いします。

事務局から、丁寧な説明がありましたので、重複するところがあると思いますがよろしくお願いします。この借り受け人は、会社勤めをしておりますが、以前より就農したいという希望がありまして、〇〇年前から〇〇の〇〇で〇〇の収穫をするなど研修をしていました。何処か良い土地がありましたら紹介してもらいたいとの話がありまして、推進員と協力しながら該当する土地を紹介したところ、希望しますということになりました。その土地に〇〇、〇〇を当面積えようということになりました。将来的には、面積を増やして営農していきたいとのことでした。また、この地区は〇〇が多い地域ですが、このことにつきましても、十分に説明をいたしました。そしてこの土地は〇〇となりますが、〇〇になるところには、木を植えないよう指導も致しました。現在は、雑草が繁茂している状態ですが、来年の〇月までに農地中間管理機構を通じ、圃場の整備をしてもらえることになっています。農業委員・農地利用最適化推進委員等で全面的に協力して行くことになっております。よろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局及び地元委員からの説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第4号「令和6年11月告示分 農用地利用集積計画について」、議案第5号「令和6年11月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画」、及び議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の賛成をいただきましたので、議案第4号から議案第6号につきましては、決定して参ります。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありま

したらお願いします。

《 意見なし 》

ないようですので、以上をもちまして、10月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後2時50分 閉会